

八代市住民自治推進団体連絡会議設置要領

平成 21 年 2 月 4 日企画振興部長専決

(設置)

第 1 条 住民自治によるまちづくりに向けての具体的方策及び住民と行政の連携等について、協議及び検討を行うため、八代市住民自治推進団体連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。なお、検討結果等について特に必要と認める場合は、市長等へ意見を述べることもできるものとする。

(1) 住民自治によるまちづくり行動計画に関する事項

(2) 住民自治組織に関する事項

(3) その他住民自治の推進に関し必要な事項

2 連絡会議から出された意見については、地域審議会に反映させることができるものとする。

(構成)

第 3 条 連絡会議は、別表に掲げる団体等の代表者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(座長等)

第 4 条 連絡会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、原則として公開するものとする。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見等を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 連絡会議の庶務は、企画振興部地域振興課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、企画振興部長専決の日から施行する。

別表（第3条関係）

八代市市政協力員・代陽校区
八代市市政協力員・八代校区
八代市市政協力員・太田郷校区
八代市市政協力員・植柳校区
八代市市政協力員・麦島校区
八代市市政協力員・松高校区
八代市市政協力員・八千把校区
八代市市政協力員・高田校区
八代市市政協力員・金剛校区
八代市市政協力員・郡築校区
八代市市政協力員・宮地校区
八代市市政協力員・日奈久校区
八代市市政協力員・昭和校区
八代市市政協力員・二見校区
八代市市政協力員・竜峯校区
八代市市政協力員・坂本校区
八代市市政協力員・千丁校区
八代市市政協力員・鏡校区
八代市市政協力員・東陽校区
八代市市政協力員・泉校区
八代地域婦人会連絡協議会
八代市消防団
八代市PTA連絡協議会
八代市老人クラブ連合会
八代市民生委員・児童委員協議会
八代地区福祉推進連絡協議会
八代市体育協会
八代市総合社会教育推進連絡協議会
八代市ボランティア連絡協議会
八代市男女共同参画社会づくりネットワーク
八代市交通指導員会会
八代市文化協会
八代市社会福祉協議会事務局